

令和2年4月22日

ホームヘルプサービスご利用者様、ご家族様
居宅介護支援事業所 管理者 様

社会福祉法人大津市社会福祉事業団
理事長 鷺見 徳彦

新型コロナウイルス感染症対策におけるサービス提供体制について（お願い）

平素は、当事業団のサービスをご利用いただきありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、今般の新型コロナウイルス感染症に対し、緊急事態宣言が全国へと拡大され、大津市内においても感染者数が急増しております。

事業団につきましては、感染拡大防止と事業継続の観点から、以下のとおりの対応を取ってまいります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 訪問介護の職員体制

各ヘルパーステーションには常勤ヘルパー1名を残し、それ以外のヘルパーはご利用者宅へ自宅から直行直帰させます。ご連絡は、従来どおり各ヘルパーステーションへお願いします。

2. ご利用を制限する場合について

(1) 訪問時、37.5℃以上の発熱があった場合は、翌日に発熱状況を訪問または電話にて確認させていただきます。37.5℃以上の発熱が翌日も続いた場合は、医師により「問題なし」との診断があった場合を除き、それ以降のサービス提供を見合わせる場合があります。

(2) 万一、ヘルパー職員に感染症が出た等により訪問サービスの提供体制に支障が出た場合には、一部のご利用者様にサービス利用日や回数を調整させていただく場合があります。

3. 実施期間 令和2年4月22日（水）から緊急事態宣言が終了するまで

以上

【お問い合わせ先】

社会福祉法人大津市社会福祉事業団

企画事業課 富岡

電話 077-527-9552 FAX 077-521-0787